



印鑑

〔実務経験〕 証明書
〔実務研修〕

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり〔実務経験〕を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

⑨

（研修を提供した方のお名前。要するに師匠のお名前）

遊漁船業務主任者の氏名 （研修を受けた方のお名前と生年月日）	生年月日
使用者である遊漁船業者の氏名若しくは名称又は実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業者の登録番号）	実務経験 の期間 実務研修
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
()	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
合計	満 年 月 日 時 分

※捨て印を必ず押印してもらってください。

→この書類は非常に不備が多く、改めて書き直しを頂くことが多いので捨て印を押印してもらっておいてください。

海事代理士・行政書士 高松海事事務所
神奈川県川崎市高津区久末1883-8
TEL 044-789-8441

いずれか一方を二重線にて消してください

(関係)

実務経験
実務研修 証明書

押印を忘れずに。認印でOKです。
必ず捨印をもらっておいてください。

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり〔**実務経験**〕を有することに相違ないこと証明します。

【記入日を記載してください】⇒ 年 月 日

証明者 **実務経験等を提供くれる人の氏名** ⑩

遊漁船業者主任者の氏名	実務経験を受ける人	生年月日	左の人の誕生日
遊漁船の業者名と、主任者氏名 その業者の遊漁船業登録番号	業者の氏名若 研修を指導し の氏名（遊漁 船業者の登 号）	実務経験 の期間 実務研修	
高松太朗 (神奈川県 第1163号)		令和2年4月1日 6時 分から 令和2年4月1日 12時 分まで	
“		令和2年4月2日 6時 分から 令和2年4月2日 12時 分まで	
“		令和2年4月3日 6時 分から 令和2年4月3日 12時 分まで	
“		令和2年4月4日 6時 分から 令和2年4月4日 12時 分まで	
“		令和2年4月5日 6時 分から 令和2年4月5日 12時 分まで	
“		令和2年4月10日 6時 分から 令和2年4月10日 12時 分まで	
“		令和2年4月11日 6時 分から 令和2年4月11日 12時 分まで	
“		令和2年4月12日 6時 分から 令和2年4月12日 12時 分まで	
“		令和2年4月13日 6時 分から 令和2年4月13日 12時 分まで	
“		令和2年4月14日 6時 分から 令和2年4月14日 12時 分まで	
合計		満 年 月 10日 (60時間)	分

気を付けて頂きたいのが、

10日間以上の乗船

1日につき5時間以上の乗船

上記2つの要件が必要です。「1日10時間で、5日乗りました」←これではダメです。
10日すべてをご記入ください。

実務研修について

遊漁船業の登録をするにあたり、「遊漁船業務主任者」を選任しなければなりません。

遊漁船業務主任者は、

- ① 海技士（航海）又は旧4級以上の小型船舶操縦士の資格を持つこと
- ② 遊漁船業に関して1年以上の実務経験を有すること、又は遊漁船業務主任者のもとの**10日間（1日につき5時間以上）以上の実務研修を修了していること**
- ③ 遊漁船業務主任者講習会を受講し、5年以上経過していないこと
- ④ 法6条に規定される欠格事由に該当しないこと
- ⑤ 業務改善命令によって解任されていないこと

以上5つの要件を備えた人物から選任しなければなりません。

◆実務経験又は実務研修

遊漁船業務主任者の選任基準（省令第10条第2項）
遊漁船業に関し一年以上の実務経験を有する者又は遊漁船業務主任者の指導による十日以上の遊漁船における実務研修（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）を修了した者であること。

遊漁船業に関して1年以上の実務経験を有すること、又は遊漁船業務主任者のもとの10日間（1日につき5時間以上）以上の指導によって実務研修を修了していることが必要です。

実務経験が無い場合は実務研修を受ける必要があります。この実務研修は、実際に営業している遊漁船業登録事業者の下で、実際に乗船して指導を受ける必要があります。